

宇都宮ライトレール株式会社 コンプライアンス行動指針

第1章 総則

（目的）

第1条 本指針は、当社における法令遵守（コンプライアンス）の徹底を図り、公共性および社会的責任を果たすことを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本指針は、役員およびすべての職員に適用する。

第2章 行動規範

（法令遵守）

第3条 関係法令および内部規程を遵守し、横領、贈収賄、談合等の不正行為を行わない。また、不正または法令違反の疑いを認識した場合には、速やかに上司または内部通報窓口へ報告・相談する。

（安全確保）

第4条 当社は、軌道事業者として安全を最優先とし、車両、軌道、信号設備等の適切な保守および運行管理を徹底する。

（点検記録の適正管理）

第5条 点検・保守に関する記録は正確に作成し、改ざんおよび虚偽記載を行わない。

（乗務員の健康管理）

第6条 乗務員の労働時間および健康状態を適切に管理し、安全運行に支障を及ぼす乗務を行わない。

（事故・異常時対応）

第7条 事故および異常が発生した場合は、速やかに報告し、原因究明および再発防止を徹底する。

（公正な業務遂行）

第8条 入札・契約において公正性および透明性を確保し、利益相反行為を行わず、社会通念を超える贈答や接待を受けない。

（情報管理）

第9条 事故情報の隠蔽・過小報告を行わず、個人情報（乗客情報・ICカード情報）および機密情報を適切に管理するとともに、業務上知り得た情報は無断で外部に持ち出さず、SNS等で不適切な発信を行わない。また、必要な情報を適切に開示する。

（施設の適正管理）

第10条 施設については、その目的に従い適正かつ透明に使用する。

（財務・会計）

第11条 適正な会計処理を行い、不正経理を行わない。

（職場環境）

第12条 公私の区別を明確にし、利害関係者との不適切な関係を避ける。また、ハラスメントを禁止し、安全で健全な職場環境を維持するとともに、個人の人格および多様性を尊重する。

（地域社会および環境への配慮）

第13条 地域社会との信頼関係を重視し、その発展に貢献するとともに、環境負荷の低減に配慮して行動する。

第3章 コンプライアンス体制

（責任者の設置）

第14条 当社にコンプライアンス責任者を置く。経営企画課総務担当課長とする。

（内部通報制度）

第15条 不正行為等を早期に発見するため、内部通報窓口を設置する。また、通報者に対する不利益取扱いを禁止し、その保護を徹底する。

（監査）

第16条 必要に応じて監査を実施し、必要な改善措置を講じる。

第4章 教育・研修

第17条 役員および職員に対し、コンプライアンスに関する必要な研修・教育を行う。

第5章 違反時の対応

第18条 違反行為が発覚した場合は、速やかに事実関係を調査し、必要に応じて懲戒処分を行う。
また、原因分析の上、再発防止策を策定し、実施する。

第6章 附則

本指針は、2026年10月1日より施行する。